

令和8年度 第1回

幕別町国民健康保険運営協議会

日時 令和8年4月23日（木）
午後6時30分
場所 幕別町役場
3階 AB会議室

[会議次第]

1 開会

2 議件等

- (1) 議案第1号 幕別町国民健康保険運営協議会会長の選任について
- (2) 議案第2号 幕別町国民健康保険運営協議会会長職務代理者の選任について

3 会議録署名委員の指定

4 議件等

- (1) 報告第1号 令和7年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて
- (2) 報告第2号 令和7年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について
- (3) 報告第3号 令和8年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について
- (4) 議案第3号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

5 その他

6 閉会

議案第 1 号 幕別町国民健康保険運営協議会会長の選任について

会 長 _____

議案第 2 号 幕別町国民健康保険運営協議会会長職務代行者の選任について

会長職務代行者 _____

報告第1号 令和7年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて

[歳入予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②-①	決算見込額 ③	比較増減 ③-②
1 国民健康保険税	654,275	644,275	△ 10,000	647,383	3,108
1 国民健康保険税	654,275	644,275	△ 10,000	647,383	3,108
2 道支出金	1,876,867	1,878,511	1,644	1,784,959	△ 93,552
1 道補助金	1,876,867	1,878,511	1,644	1,784,959	△ 93,552
3 財産収入	1	642	641	642	0
1 財産運用収入	1	642	641	642	0
4 繰入金	327,281	342,801	15,520	339,502	△ 3,299
1 他会計繰入金	270,234	262,835	△ 7,399	259,536	△ 3,299
2 基金繰入金	57,047	79,966	22,919	79,966	0
5 繰越金	1	2,124	2,123	2,124	0
1 繰越金	1	2,124	2,123	2,124	0
6 諸収入	107	107	0	128	21
1 延滞金及び過料	1	1	0	0	△ 1
2 預金利子	1	1	0	0	△ 1
3 受託事業収入	1	1	0	0	△ 1
4 雑入	104	104	0	128	24
計	2,858,532	2,868,460	9,928	2,774,738	△ 93,722

[一般会計繰入金の状況](再掲)

(単位:円)

区 分	R6決算額 ①	R7決算見込額 ②	比較増減 ②-①	説 明
1 保険基盤安定繰入金	157,802,584	150,826,446	△ 6,976,138	国保法72-2①:低所得者の国保税の減額(7割軽減等)分の繰入(道3/4、町1/4)ほか
2 未就学児均等割保険税繰入金	1,690,092	1,714,806	24,714	未就学児に係る基礎賦課分及び後期高齢者支援金分の保険税軽減相当額の繰入
3 職員給与費等繰入金	76,610,000	86,076,000	9,466,000	国民健康保険の事務の執行に要する人件費、物件費等の繰入
4 産前産後保険税繰入金	1,331,998	691,126	△ 640,872	出産被保険者に係る産前産後期間の保険料免除相当額の繰入
5 出産育児一時金繰入金	7,666,666	5,000,000	△ 2,666,666	出産育児一時金(支給基準額50万円)の2/3相当額
6 財政安定化支援繰入金	8,723,000	15,228,000	6,505,000	①応能割保険税負担能力の不足、②病床数の多数、③高齢者の多数に着目した繰入
一般会計繰入金 計	253,824,340	259,536,378	5,712,038	

[歳出予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②－①	決算見込額 ③	比較増減 ③－②
1 総務費	91,673	93,815	2,142	93,460	△ 355
1 総務管理費	81,428	83,275	1,847	83,275	0
2 徴税費	9,822	10,117	295	10,117	0
3 運営協議会費	423	423	0	68	△ 355
2 保険給付費	1,812,668	1,812,668	0	1,704,778	△ 107,890
1 保険給付費	1,812,668	1,812,668	0	1,704,778	△ 107,890
3 国民健康保険事業費納付金	916,183	916,183	0	916,183	0
1 医療給付費分	645,260	645,260	0	645,260	0
2 後期高齢者支援金等分	194,997	194,997	0	194,997	0
3 介護納付金分	75,926	75,926	0	75,926	0
5 保健事業費	34,806	38,403	3,597	38,403	0
1 特定健康診査等事業費	32,828	32,938	110	32,938	0
2 保健事業費	1,978	5,465	3,487	5,465	0
6 基金積立金	1	642	641	642	0
1 基金積立金	1	642	641	642	0
7 諸支出金	3,102	6,749	3,647	6,208	△ 541
1 償還金及び還付加算金	3,102	6,749	3,647	6,208	△ 541
計	2,858,433	2,868,460	10,027	2,759,674	△ 108,786

歳入決算見込①	2,774,738
歳出決算見込②	2,759,674
歳入歳出差引①－②	15,064

報告第2号 令和7年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について

○特定健康診査及び特定保健指導実施率

特定健康診査						特定保健指導					
実施年度	対象者数	実施数			実施率	実施年度	対象者数	実施者（終了者）数			実施率
		男	女	合計				動機付け	積極的	合計	
H29	4,693人	596人	855人	1,451人	30.92%	H29	168人	84人	16人	100人	59.52%
H30	4,516人	781人	1,055人	1,836人	40.66%	H30	197人	86人	17人	103人	52.28%
R1	4,378人	827人	1,107人	1,934人	44.18%	R1	222人	99人	18人	117人	52.70%
R2	4,275人	864人	1,096人	1,960人	45.85%	R2	188人	75人	21人	96人	51.06%
R3	4,132人	770人	977人	1,747人	42.28%	R3	191人	67人	21人	88人	46.07%
R4	3,963人	817人	1,064人	1,881人	47.46%	R4	187人	65人	25人	90人	48.13%
R5	3,802人	818人	1,020人	1,838人	48.34%	R5	189人	85人	25人	110人	58.20%
R6	3,587人	743人	959人	1,702人	47.45%	R6	165人	77人	15人	92人	55.76%
R7見込	3,385人	739人	902人	1,641人	48.48%	R7見込	148人	79人	20人	99人	66.89%

※H29～R6は法定報告数値（実績）、R7は実績見込

○実施計画目標値

区 分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
国保被保険者数（推計）	8,168人	6,600人	6,300人	6,000人	5,700人	5,400人	5,100人	5,460人	5,264人
40歳～74歳	5,194人	4,455人	4,253人	4,050人	3,848人	3,645人	3,443人	3,666人	3,534人
40歳～64歳	2,423人	1,895人	1,810人	1,723人	1,637人	1,551人	1,465人	1,441人	1,388人
65歳～74歳	2,771人	2,560人	2,443人	2,327人	2,211人	2,094人	1,978人	2,225人	2,146人
特定健診の実施率	60%	35%	40%	45%	50%	55%	60%	50%	52%
特定健診の受診者数	3,116人	1,559人	1,701人	1,823人	1,924人	2,005人	2,060人	1,833人	1,838人
特定保健指導の対象者数	1,574人	156人	170人	182人	192人	200人	206人	173人	166人
特定保健指導の実施率	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
特定保健指導の被指導者数	859人	944人	94人	102人	115人	120人	123人	104人	100人

報告第3号 令和8年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について

〔歳入〕

(単位:千円)

款	令和8年度当初予算		令和7年度当初予算		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸 率
1 国民健康保険税	681,373	22.9%	654,275	22.5%	27,098	4.1%
2 道支出金	1,834,277	65.7%	1,876,768	65.9%	△ 42,491	-2.3%
3 財産収入	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
4 繰入金	279,716	11.4%	327,281	11.6%	△ 47,565	-14.5%
5 繰越金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
6 諸収入	107	0.0%	107	0.0%	0	0.0%
歳入合計	2,795,475	100.0%	2,858,433	100.0%	△ 62,958	-2.2%

〔歳出〕

(単位:千円)

款	令和8年度当初予算		令和7年度当初予算		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸 率
1 総務費	91,226	3.2%	91,673	2.9%	△ 447	-0.5%
2 保険給付費	1,781,266	63.4%	1,812,668	63.2%	△ 31,402	-1.7%
3 国民健康保険事業費納付金	883,730	32.1%	916,183	32.6%	△ 32,453	-3.5%
4 保健事業費	35,996	1.2%	34,806	1.2%	1,190	3.4%
5 基金積立金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
6 諸支出金	3,256	0.1%	3,102	0.1%	154	5.0%
歳出合計	2,795,475	100.0%	2,858,433	100.0%	△ 62,958	-2.2%

〔一般会計繰入金の推移〕

(単位:円)

区 分	R4決算	R5決算	R6決算	R7決算見込み	R8予算	R8-R7
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	103,470,840	103,956,490	99,366,060	91,939,413	94,000,000	2,060,587
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	61,019,500	60,367,467	58,436,524	58,887,033	61,000,000	2,112,967
未就学児均等割保険税繰入金	1,980,825	1,679,566	1,690,092	1,714,806	2,000,000	285,194
職員給与費等繰入金	85,584,000	80,356,000	76,610,000	86,076,000	83,295,000	-2,781,000
産前産後保険税繰入金	—	11,574	1,331,998	691,126	1,000,000	308,874
出産育児一時金繰入金	5,320,000	3,333,333	7,666,666	5,000,000	0	-5,000,000
財政安定化支援事業繰入金	17,448,000	20,764,000	8,723,000	15,228,000	8,000,000	-7,228,000
計	274,823,165	270,468,430	253,824,340	259,536,378	249,295,000	-10,241,378
対前年度増減額	8,625,824	-4,354,735	-16,644,090	5,712,038	-10,241,378	
対前年度増減率	3.24%	-1.58%	-6.15%	2.25%	-3.95%	

議案第3号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

幕別町国民健康保険税条例(昭和28年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改め、同条第1項中「基礎課税額の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.98」を「100分の7.3」に改め、同条第2項中「基礎課税額の」を削る。

第5条中「25,800円」を「26,600円」に改める。

第6条第1号中「第10条及び第26条第1項」を「第10条、第18条及び第30条第1項」に、「第10条及び同項」を「第10条、第18条及び第30条第1項」に、「30,100円」

を「30,000円」に改め、同条第2号中「15,050円」を「15,000円」に改め、同条第3号中「22,575円」を「22,500円」に改める。

第7条中「100分の2.36」を「100分の2.38」に改める。

第9条中「7,700円」を「8,000円」に改める。

第10条第1号中「8,300円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「4,150円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「6,225円」を「6,300円」に改める。

第11条中「100分の1.59」を「100分の1.67」に改める。

第30条を第34条とし、第29条を第33条とする。

第28条の3第1項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「(平成25年法律第27号)」を加え、同条を第32条の3とする。

第28条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改め、同条を第32条の2とする。

第28条中「に当該納税義務者、特定同一世帯所属者」を「に、当該納税義務者」に改め、同条ただし書中「、当該納税義務者、特定同一世帯所属者」を「、当該納税義務者」に、「又は当該納税義務者、特定同一世帯所属者」を「又は当該納税義務者」に改め、同条を第32条とし、第27条を第31条とする。

第26条の2中「第28条の2」を「第32条の2」に、「第26条の2」を「第30条の2」に改め、同条を第30条の2とする。

第26条第1項中「66万円」を「67万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「場合には、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「18,060円」を「18,620円」に改め、同号イ(ア)中「21,070円」を「21,000円」に改め、同号イ(イ)中「10,535円」を「10,500円」に改め、同号イ(ウ)中「15,803円」を「15,750円」に改め、同号ウ中「5,390円」を「5,600円」に改め、同号エ(ア)中「5,810円」を「5,880円」に改め、同号エ(イ)中「2,905円」を「2,940円」に改め、同号エ(ウ)中「4,358円」を「4,410円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険

者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(イ) 特定世帯 350円

(ウ) 特定継続世帯 525円

第26条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号ア中「12,900円」を「13,300円」に改め、同号イ(ア)中「15,050円」を「15,000円」に改め、同号イ(イ)中「7,525円」を「7,500円」に改め、同号イ(ウ)中「11,288円」を「11,250円」に改め、同号ウ中「3,850円」を「4,000円」に改め、同号エ(ア)中「4,150円」を「4,200円」に改め、同号エ(イ)中「2,075円」を「2,100円」に改め、同号エ(ウ)中「3,113円」を「3,150円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

(イ) 特定世帯 250円

(ウ) 特定継続世帯 375円

第26条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「5,160円」を「5,320円」に改め、同号イ(ア)中「6,020円」を「6,000円」に改め、同号イ(イ)中「3,010円」を「3,000円」に改め、同号イ(ウ)中「4,515円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「1,540

円」を「1,600円」に改め、同号エ(ア)中「1,660円」を「1,680円」に改め、同号エ(イ)中「830円」を「840円」に改め、同号エ(ウ)中「1,245円」を「1,260円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

第26条第2項第1号ア中「3,870円」を「3,990円」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,650円」に改め、同号ウ中「10,320円」を「10,640円」に改め、同号エ中「12,900円」を「13,300円」に改め、同項第2号ア中「1,155円」を「1,200円」に改め、同号イ中「1,925円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「3,080円」を「3,200円」に改め、同号エ中「3,850円」を「4,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第26条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項各号列記以外の部分中「減額後の被保険者均等割額」を「減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項中「当該所得割額及び被保険者均等割額」を「当該所得割額並びに被保険者均

等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第17条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第26条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第26条を第30条とする。

第25条第1項中「町長は、」を削り、「第17条第1項」を「第21条第1項」に、「そのそれぞれ」を「それぞれ」に、「徴収する」を「徴収するものとする」に改め、同条第2項中「町長は、」を削り、「規定の例」を「規定」に改め、同条を第29条とする。

第24条中「町長は、」を削り、「第718条の8第1項」を「第718条の8第2項」に、

「徴収する」を「徴収するものとする」に改め、同条第1号中「第19条第2項」を「第23条第2項」に、「初日から初日の属する年の9月30日まで」を「初日から9月30日まで」に改め、同条を第28条とする。

第23条第1項中「町長は、」を削り、「第24条の36第1項」を「第24条の36」に改め、同条第2項中「町長は、」を削り、同条を第27条とし、第22条を第26条とし、第21条を第25条とする。

第20条中「、第23条及び第24条」を削り、同条を第24条とする。

第19条第1項中「町長は、」を削り、「同条第3項」を「同条」に改め、同条第2項中「町長は、」を削り、同条を第23条とする。

第18条第1項中「第26条」を「第30条」に改め、同条を第22条とする。

第17条第2項中「納税通知書」を「、納税通知書」に改め、同条を第21条とする。

第16条中「第19条、第23条及び第24条」を「第23条、第27条及び第28条」に改め、同条を第20条とし、第15条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)
第15条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第16条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第17条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第18条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円
- (2) 特定世帯 500円
- (3) 特定継続世帯 750円

附則第 8 項中「第26条第 1 項」を「第30条第 1 項」に、「「125万円」」を「「125万円」」に改める。

附則第 9 項及び第11項から第13項までの規定中「第11条及び第26条」を「第11条、第15条及び第30条」に、「第26条第 1 項」を「第30条第 1 項」に改める。

附則第14項中「第11条及び第26条」を「第11条、第15条及び第30条」に、「商品先物取引」を「先物取引」に、「第26条第 1 項」を「第30条第 1 項」に改める。

附則第15項から第19項までの規定中「第11条及び第26条」を「第11条、第15条及び第30条」に、「第26条第 1 項」を「第30条第 1 項」に改める。

附則第20項中「第29条第 1 項」を「第33条第 1 項」に改める。

附則第22項中「第29条第 3 項」を「第33条第 3 項」に改める。

附則第24項中「第29条第 4 項」を「第33条第 4 項」に改める。

附則第25項中「第29条第 3 項」を「第33条第 3 項」に、「第29条第 2 項」を「第33条第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

子ども・子育て支援金制度の導入について



1. 子ども・子育て支援金制度とは



- 国は、令和10年度までに3.6兆円の予算を充てる「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめました。
- その後、当該プランを賄う安定財源の一つとして「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む子ども・子育て支援法などの改正法が、令和6年6月12日に成立しました。
- 令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付します。
- 支援金は段階的に増額となり、国全体で令和8年度6,000億円、令和9年度8,000億円、令和10年度1兆円規模となる予定です。

こども・子育て支援加速化プラン

こども家庭庁



- ✓ 児童手当の抜本的拡充
- ✓ 妊婦のための支援給付
- ✓ こども誰でも通園制度の創設
- ✓ 出生後休業支援給付
- ✓ 育児時短就業給付
- ✓ 国民年金1号被保険者の育児期間保険料免除



市町村国保など

納付

子ども・子育て支援金



会社の保険など

徴収



2. こども・子育て支援加速化プランの支援金対象事業について



令和 6 年度

令和 7 年度

令和 8 年度

令和 9 年度

令和 1 0 年度

児童手当の抜本的拡充
(R6.10~)

- ・ 所得制限の撤廃
- ・ 高校生年代までの支給期間の延長
- ・ 第 3 子以降の支給額増額（3 万円）

出産・子育て応援交付金
(予算事業)

妊婦のための支援給付
(R7.4~制度化)

- ・ 妊婦であることの認定後に5万円、妊娠後期以降に届出を受けた妊娠している子どもの数×5万円を支給

R5~試行事業

希望自治体実施

乳児等のための支援給付（令和 8 年度より全国実施）

- ・ こども誰でも通園制度。保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる（こども 1 人当たり10時間/月）



出生後休業支援給付
(R7.4~)

- ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大 2 8 日間手取り 1 0 割相当給付



育児時短就業給付
(R7.4~)

- ・ こどもが 2 歳未満の期間に、時短勤務によって賃金が低下した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給



国民年金 1 号被保険者の育児期間保険料免除(R8.10~)

- ・ 自営業者やフリーランス等の国民年金第 1 号被保険者について、その子が 1 歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除

3. 子ども・子育て支援金制度の理念・意義など



現在の社会保険制度

拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高
齢世代が受ける構図



子ども・子育て支援金制度



子どもや子育て世代を全世帯、全経済主体が支
える新しい分かち合い、連帯の仕組みへ

理念・意義

子どもや子育て世代

支援金制度を財源とした少子化対策による給付拡充 ➡ 少子化トレンドの反転を実現

高齢世代や子育て中でない方

実効性のある少子化対策によって国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆
保険制度の持続可能性を高める

制度創設に係る実質的な負担は生じない仕組み

この範囲内で
支援制度構築

軽減効果

社会保障負担率

歳出改革

保険料負担

国民所得

賃上げ

子ども1人あたり平均146万円の給付拡充
(0歳～18歳までの間)



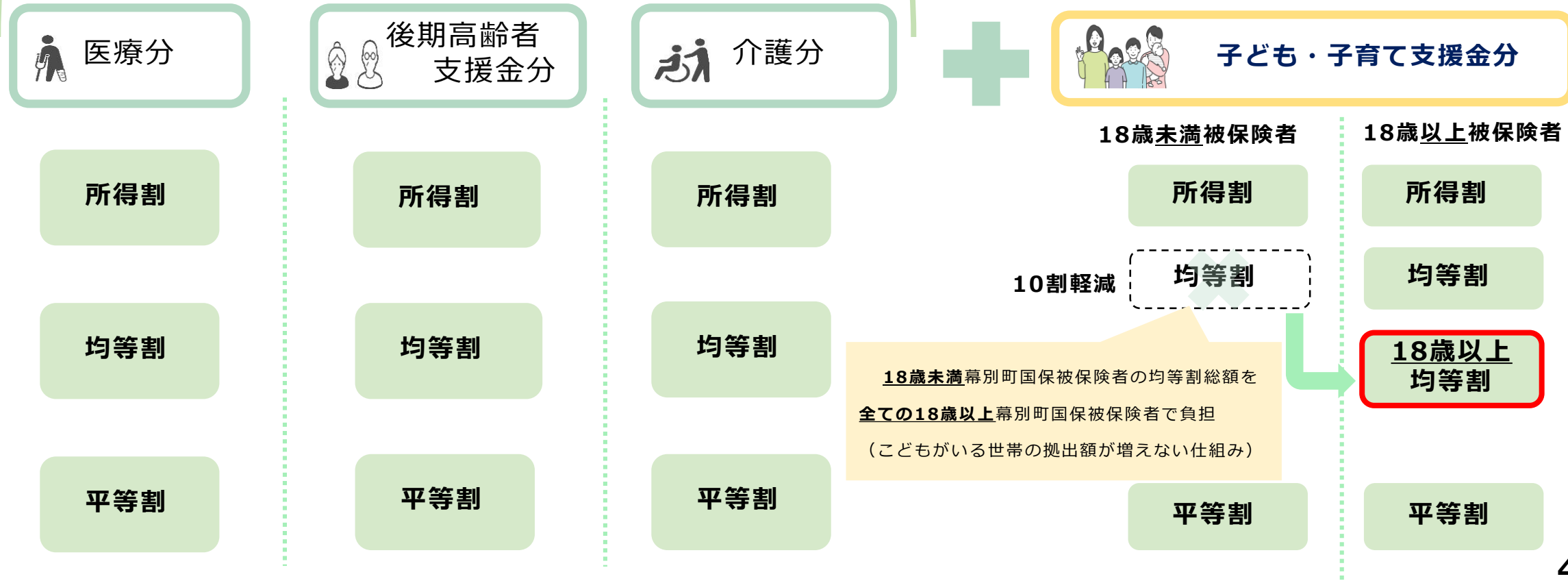
4. 国民健康保険税について



- 国民健康保険税は、医療費の財源となる「**医療分**」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「**後期高齢者支援金分**」、40歳から65歳未満までの介護保険第2号被保険者の方が納める「**介護分**」の3区分から構成されています。
- これらに加え、令和8年度からは新たに**子ども・子育て支援金の賦課・徴収**が必要となります。
- 当該支援金の賦課方式は「18歳未満被保険者」と「18歳以上被保険者」で異なり、「**18歳未満被保険者**」は均等割が**10割軽減**されますが、「**18歳以上被保険者**」は均等割の他、**18歳以上均等割**が賦課されます。

※ 「18歳未満被保険者」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

現行の幕別町国民健康保険の賦課方式



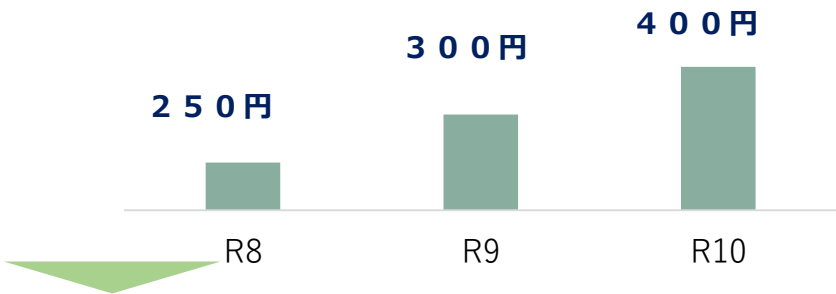
5. 被保険者への影響について（国の試算）



- 国の試算によると国民健康保険の「加入者1人当たり支援金額（平均月額）」は、令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円となる見込みです。

※ 見込みについては、国全体の国民健康保険の加入者平均となっており、被保険者の所得に応じて、実際に賦課される支援金額に差異が生じます。

加入者1人当たり支援金額(平均月額見込)



国保：年収別1人当たり支援金
(平均月額見込、令和10年度ベース)

年収	1人当たり支援金
800万円	1,100円
600万円	800円
400万円	550円
300万円	400円 (2割軽減)
200万円	250円 (2割軽減)
160万円	200円 (5割軽減)
80万円	50円 (7割軽減)



制度別1人あたり支援金額（平均月額見込）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円	400円	500円
協会けんぽ	250円	350円	450円
健保組合	300円	400円	500円
共済組合	350円	450円	600円
国民健康保険 (市町村)	250円	300円	400円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

※ 「制度別1人あたり支援金額」について、被用者保険の見込額は、事業主負担分を除いた本人拠出分。また、後期高齢者医療制度の見込額は国全体の加入者平均。

令和8年度第1回

幕別町国民健康保険運営協議会

資料 2



幕別町国民健康保険税の税率について

住民生活部住民課国保医療係

国民健康保険制度について

＜国民健康保険の単位化について＞

- 平成30年度以降の国民健康保険制度においては、**北海道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担う**一方で、**市町村は、地域住民と身近な関係の中、**資格管理や保険給付、**保険税率の決定・賦課・徴収、保健事業**など地域におけるきめ細やかな事業**を引き続き担う**など、北海道と市町村が一体となって、国民健康保険事業を運営している。

＜北海道の役割＞

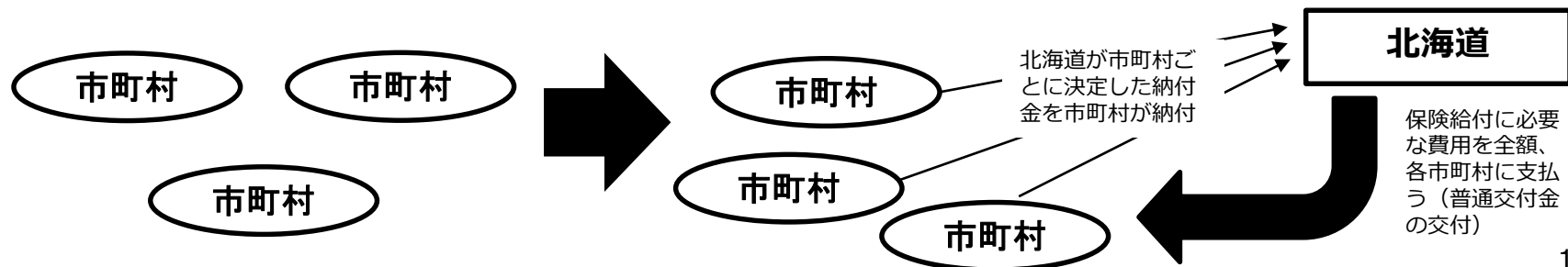
道内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するとともに、財政運営の責任主体となり、市町村ごとの**国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の決定や市町村ごとの標準保険料率の算定及び公表を行う。**

＜市町村の役割＞

北海道が示す標準保険料率を参考に保険税率を決定し、保険税を賦課・徴収し、**北海道に納付金を納付**する。

【～H29】市町村が個々に運営

【H30～】都道府県が市町村とともに運営



保険料水準の統一について

＜保険料水準の統一＞

- 「保険料水準の統一」とは、全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）負担となること。
- 国のガイドライン（厚生労働省保険局長通知「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」）等では、市町村間の保険料（税）の違いなど市町村国保が抱える構造的な課題に対応し、負担の公平化を進めるため、将来的に「保険料水準の統一」を目指すこととしており、国民健康保険法の改正により、都道府県国民健康保険運営方針において、保険料水準の平準化に関する記載を義務付けている。

＜国民健康保険法（抄）＞

（都道府県国民健康保険運営方針）

第八十二条の二 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、おおむね六年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 略

二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

三～六 略

- このことを受け、北海道が令和6年3月に改定した北海道国民健康保険運営方針に、「令和12年度を目途に保険料水準の統一を目指す」と明記された。
- 本町においては、令和12年度からの保険料水準の統一を見据え、急激な負担増とならないよう、段階的に保険税率の見直しを行う方針とする。

統一保険料率と現行税率について

＜令和7年度現行税率との比較＞

(統一保険料率と現行税率の比較)

	医療分			後期高齢者分			介護分		
	統一 保険料率①	現行②	①－②	統一 保険料率①	現行②	①－②	統一 保険料率①	現行②	①－②
所得割(%)	8.60	6.98	1.62	2.46	2.36	0.10	1.99	1.59	0.40
均等割(円)	29,743	25,800	3,943	9,092	7,700	1,392	9,127	9,100	27
平等割(円)	29,281	30,100	△819	8,951	8,300	651	7,122	7,000	122

医療分は所得割率・均等割額が低い
後期高齢者分は全ての税率が低い
介護分は全ての税率が低い

～R11

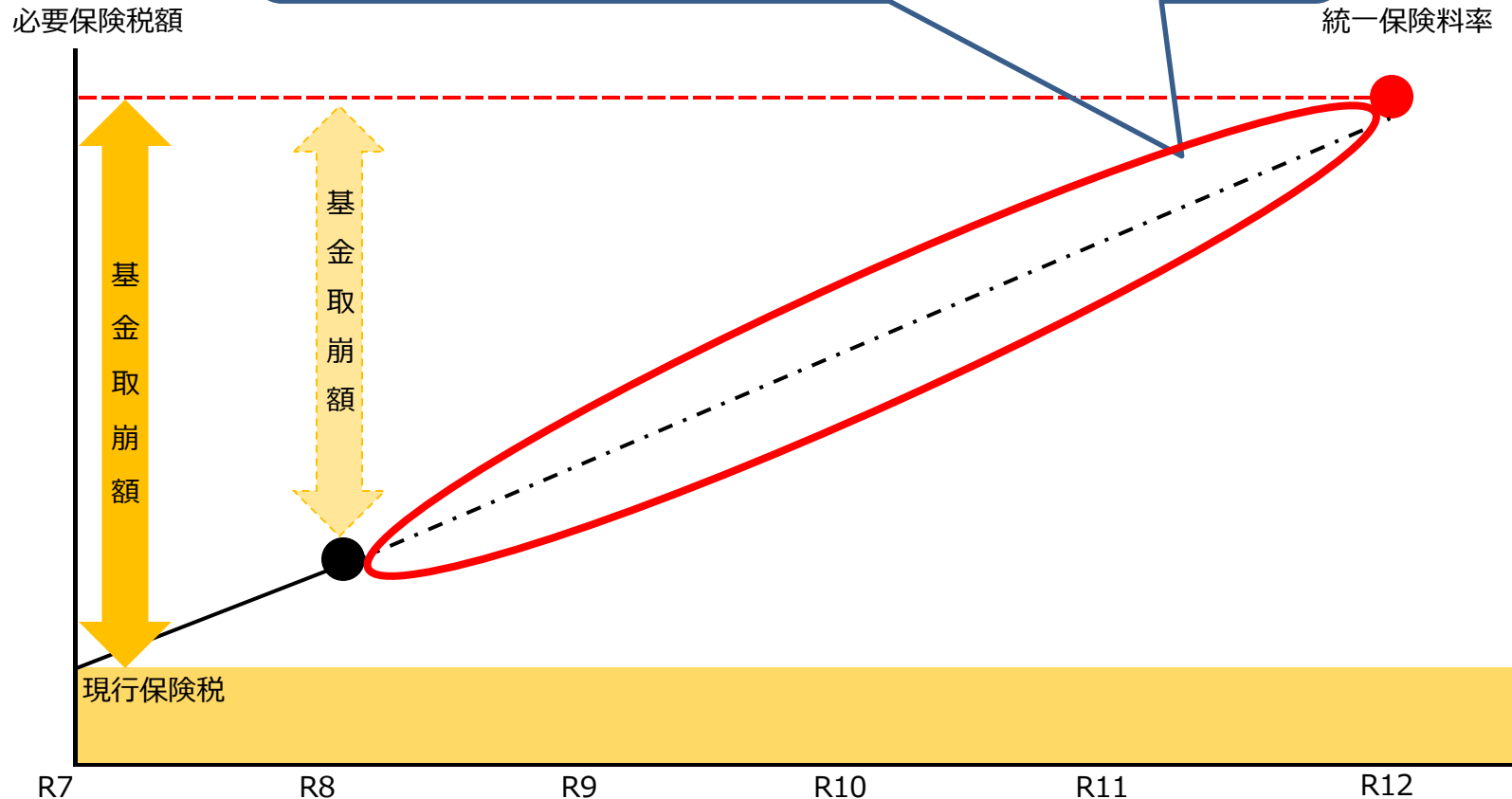
令和12年度からの保険料水準の統一を見据え、急激な負担増とならないよう、
段階的に保険税率の見直しを行う

R12～

統一保険料率の適用

国保税率の改正イメージ図

令和8年度の税率を引き上げ、令和9年度以降は、
北海道から示される納付金額に応じて
税率を検討する。



※ 統一保険料率は、毎年、北海道において被保険者数や医療費推計を行い、必要な納付金額を算定することとなるため、今後、変更となる可能性が高い（現在示されている保険料率よりも上がるか下がるかは現時点では不明）。

令和 8 年度税率改正及び 9 年度以降の税率試算

現在の国民健康保険基金残高と国民健康保険特別会計の決算状況に鑑み、5 年かけて統一保険料に合うよう、段階的に税率を引き上げる。

【考え方】

- 被保険者数は、これまでの総人口に占める国保被保険者加入率を勘案し、幕別町人口ビジョンの将来人口推計値に国保加入率を乗じて算出する。
- 令和 6 年中と令和 7 年中の所得は、被保険者数の減少に応じて微減とする。
- 次の区分について、統一保険料率に合うよう 5 年かけて段階的に引き上げる。
 - ・ 医療分所得割率、均等割額（平等割額は引き下げ）
 - ・ 後期高齢者支援金等分所得割率、均等割額、平等割額
 - ・ 介護分所得割率（均等割額、平等割額は最終年度で調整）

統一保険料へ向けた税率改正予定（令和7年度）

【基礎課税額（医療分）】

令和7年度の
統一保険料率

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
所得割(%)	6.60	6.98	7.36	7.74	8.12	8.50	8.90
均等割(円)	25,000	25,800	26,600	27,400	28,200	29,000	29,558
平等割(円)	30,200	30,100	30,000	29,900	29,800	29,700	29,369

所得割：(8.90%－6.60%) / 6年≒0.38%/年 均等割：(29,558円－25,000円) / 6年≒800円/年、平等割：(29,369円－30,200円) / 6年≒△100円/年

【後期高齢者支援金等課税額】

令和7年度の
統一保険料率

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
所得割(%)	2.30	2.36	2.42	2.48	2.54	2.60	2.63
均等割(円)	7,400	7,700	8,000	8,300	8,600	8,900	9,218
平等割(円)	8,200	8,300	8,400	8,500	8,600	8,700	9,150

所得割：(2.63%－2.30%) / 6年≒0.06%/年 均等割：(9,218円－7,400円) / 6年≒300円/年、平等割：(9,150円－8,200円) / 6年≒100円/年

【介護納付金課税額】

令和7年度の
統一保険料率

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
所得割(%)	1.50	1.59	1.68	1.77	1.86	1.95	2.02
均等割(円)	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,208
平等割(円)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,223

所得割：(2.02%－1.50%) / 6年≒0.09%/年

統一保険料へ向けた税率改正予定（令和8年度）

【基礎課税額（医療分）】

令和8年度現在の
統一保険料率

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
所得割(%)	6.60	6.98	7.30	7.62	7.94	8.26	8.60
均等割(円)	25,000	25,800	26,600	27,400	28,200	29,000	29,743
平等割(円)	30,200	30,100	30,000	29,900	29,800	29,700	29,281

所得割：(8.60%－6.98%) / 5年≒0.32%/年 均等割：(29,743円－25,800円) / 5年≒800円/年、平等割：(29,281円－30,100円) / 5年≒△100円/年

【後期高齢者支援金等課税額】

令和8年度現在の
統一保険料率

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
所得割(%)	2.30	2.36	2.38	2.40	2.42	2.44	2.46
均等割(円)	7,400	7,700	8,000	8,300	8,600	8,900	9,092
平等割(円)	8,200	8,300	8,400	8,500	8,600	8,700	8,951

所得割：(2.46%－2.36%) / 5年≒0.02%/年 均等割：(9,092円－7,700円) / 5年≒300円/年、平等割：(8,951円－8,300円) / 5年≒100円/年

【介護納付金課税額】

令和8年度現在の
統一保険料率

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
所得割(%)	1.50	1.59	1.67	1.75	1.83	1.91	1.99
均等割(円)	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,127
平等割(円)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,122

所得割：(1.99%－1.59%) / 5年≒0.08%/年

子ども・子育て支援納付金について

【子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）】

所得割	均等割額	18歳以上均等割額	平等割
0.29%	1,000円	100円	1,000円

- 子ども・子育て支援納付金の保険料率については、**全道統一**の保険料率となります。
- 北海道が示す統一保険料率については、所得割0.29%、均等割額（1,000円）及び18歳以上均等割額（100円）の合算額1,100円、平等割1,000円となります。
- 当該支援金の賦課方式は「18歳未満被保険者」と「18歳以上被保険者」で異なり、**「18歳未満被保険者」は均等割が10割軽減され、最終的に均等割は賦課されませんが、「18歳以上被保険者」は均等割の他、18歳以上均等割が賦課されます。**

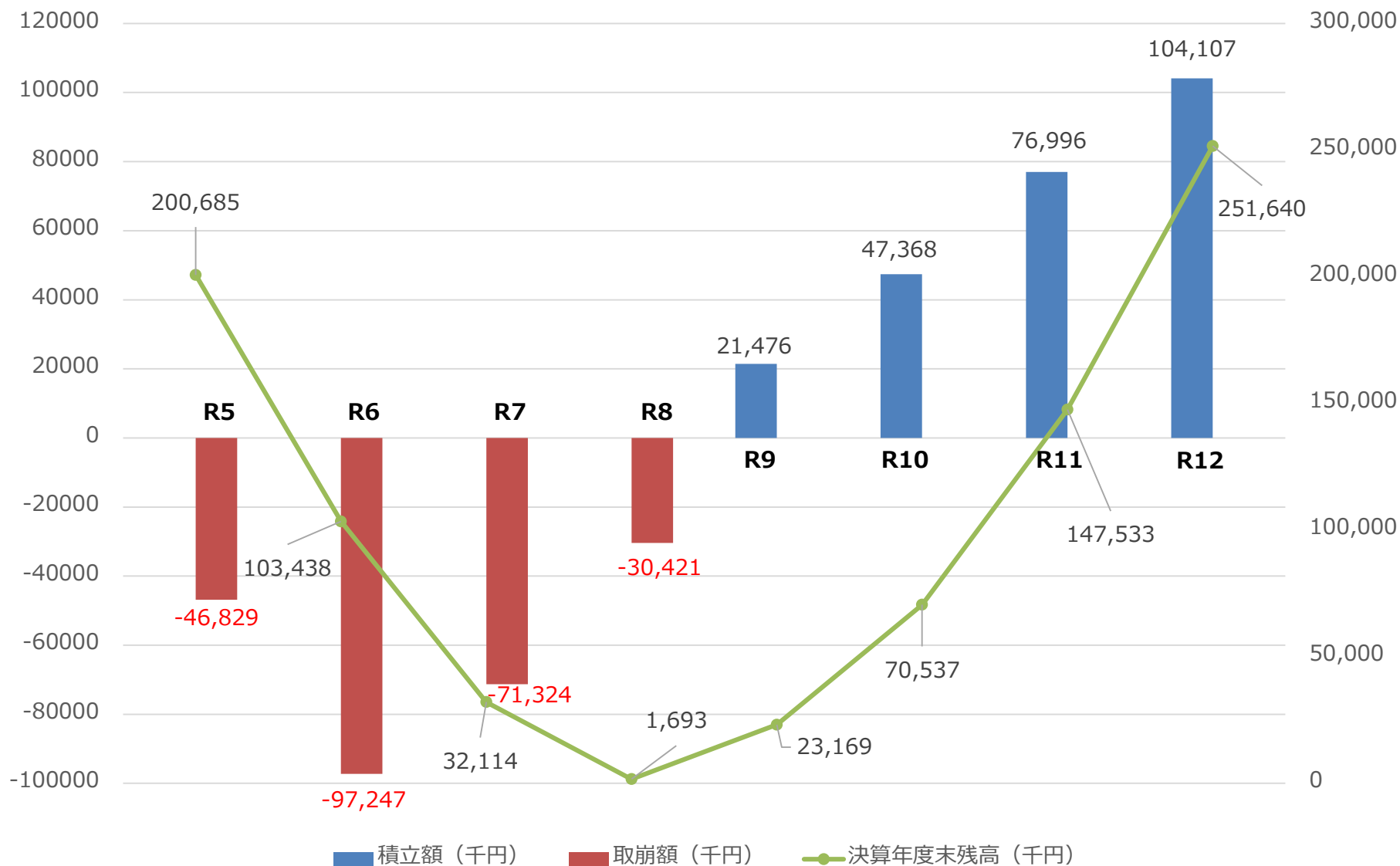
※ 「18歳未満被保険者」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

※ 子ども・子育て支援納付金として、17,798,000円を令和8年度当初予算に計上しています。

※ 国保税を算定する際には、低所得者に対する軽減（7割・5割・2割）、課税限度額（3万円）が適用されます。

改正後税率試算による基金残高の推移

＜基金残高の推移＞



＜基金残高の推移＞

【昨年度決算時点との比較】

- 令和7年度基金取崩額を当初予算計上額から決算見込額に修正
- 令和8年度基金取崩額を当初予算計上額に修正
- 令和9年度以降は、北海道における被保険者数の減少、保険給付費の減少等により、保険料収納必要額（納付金）の減少幅が大きくなる見込みであることから、基金積立額が増となる見込み。

幕別町国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて

1 概要

国民健康保険税基礎課税額の課税限度額の引上げや国民健康保険税の軽減判定所得の見直し等を内容とした改正地方税法施行令が本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

- ① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて
 - ・ 基礎課税額の課税限度額の引上げ
 （現行）66 万円 ⇒ （改正案）67 万円
- ② 国民健康保険税の軽減判定所得について
 - ・ 5 割軽減判定所得
 （現行）43 万円+30.5 万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10 万円×（給与所得者等の数-1）
 ⇒（改正案）43 万円+31 万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10 万円×（給与所得者等の数-1）
 - ・ 2 割軽減判定所得
 （現行）43 万円+56 万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10 万円×（給与所得者数の数-1）
 ⇒（改正案）43 万円+57 万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10 万円×（給与所得者等の数-1）

3 影響額（令和 8 年 3 月末現在の被保険者情報）

令和 8 年 3 月末現在の被保険者数：5,068 人、被保険者世帯数：3,185 世帯

① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて

＜基礎課税額の課税限度額の引上げ＞

- ・ 改正前限度額（66 万円）を超過する 213 世帯のうち、210 世帯は改正後限度額（67 万円）を超過 $\frac{10,000 \text{ 円} \times 210 \text{ 世帯}}{100} = 2,100,000 \text{ 円}$ ・・・(1)
- ・ 改正前限度額（66 万円）を超過し、改正後限度額（67 万円）未満は 3 世帯 $\frac{18,124 \text{ 円}}{100} \times 3 = 543,720 \text{ 円}$ ・・・(2)

【影響額合計】 2,118,124 円増 ((1)+(2))

② 国民健康保険税の軽減判定所得について

区 分	改正前（A）	改正後（B）	影響額（B-A）	備考
	軽減額	軽減額	軽減額	
5 割軽減（均等割）	14,935,550円	15,157,850円	222,300円	計 380千円
5 割軽減（平等割）	9,247,300円	9,404,400円	157,100円	
2 割軽減（均等割）	4,213,840円	4,256,440円	42,600円	計 65千円
2 割軽減（平等割）	2,710,760円	2,733,120円	22,360円	
計	31,107,450円	31,551,810円	444,360円	

①－② = 2,118,124 円 - 444,360 円 = 1,673,764 円増（制度改正による影響額）

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年 4 月18日 条例第19号) 第 1 条 略 (課税額) 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2)及び(3) 略 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均	○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年 4 月18日 条例第19号) 第 1 条 略 (課税額) 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2)及び(3) 略 <u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u> 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均

現 行 条 例	改 正 条 例
等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 4 略 （国民健康保険の被保険者に係る<u>所得割額</u>） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>基礎課税額の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.98を乗じて算定する。</u> 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る<u>基礎課税額</u>の部分の規定を適用しないものとする。 第4条 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,800円</u>とする。	等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険</u>の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 4 略 5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u> （国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の所得割額</u>） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.3を乗じて算定する。</u> 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。 第4条 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,600円</u>とする。

現 行 条 例	改 正 条 例
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、<u>第10条及び第26条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、<u>第10条及び同項</u>において同じ。）以外の世帯 <u>30,100円</u> (2) 特定世帯 <u>15,050円</u> (3) 特定継続世帯 <u>22,575円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.36</u>を乗じて算定する。 第8条 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,300円</u>	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、<u>第10条、第18条及び第30条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、<u>第10条、第18条及び第30条第1項</u>において同じ。）以外の世帯 <u>30,000円</u> (2) 特定世帯 <u>15,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>22,500円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.38</u>を乗じて算定する。 第8条 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,400円</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
(2) 特定世帯 <u>4,150円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,225円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.59</u>を乗じて算定する。 第12条～第14条 略 第15条 略	(2) 特定世帯 <u>4,200円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,300円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.67</u>を乗じて算定する。 第12条～第14条 略 <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u> 第15条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の0.29</u>を乗じて算定する。 <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u> 第16条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1,000円</u>とする。 <u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u> 第17条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について<u>100円</u>とする。 <u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u> 第18条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,000円</u> (2) 特定世帯 <u>500円</u> (3) 特定継続世帯 <u>750円</u> 第19条 略

現 行 条 例	改 正 条 例
(徴収の方法) <u>第16条</u> 国民健康保険税は、<u>第19条、第23条及び第24条</u>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。 (普通徴収に係る納期) <u>第17条</u> 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。 第1期 6月16日から6月30日まで 第2期 7月16日から7月31日まで 第3期 8月16日から8月31日まで 第4期 9月16日から9月30日まで 第5期 10月16日から10月31日まで 第6期 11月16日から11月30日まで 第7期 12月1日から12月25日まで 第8期 1月16日から1月31日まで 2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は<u>納税通知書</u>に定めるところによる。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) <u>第18条</u> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（<u>第26条</u>の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 2～8 略 (特別徴収) <u>第19条</u> <u>町長は</u>、当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく	(徴収の方法) <u>第20条</u> 国民健康保険税は、<u>第23条、第27条及び第28条</u>の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。 (普通徴収に係る納期) <u>第21条</u> 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。 第1期 6月16日から6月30日まで 第2期 7月16日から7月31日まで 第3期 8月16日から8月31日まで 第4期 9月16日から9月30日まで 第5期 10月16日から10月31日まで 第6期 11月16日から11月30日まで 第7期 12月1日から12月25日まで 第8期 1月16日から1月31日まで 2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、<u>納税通知書</u>に定めるところによる。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) <u>第22条</u> 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（<u>第30条</u>の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 2～8 略 (特別徴収) <u>第23条</u> 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であ

現 行 条 例	改 正 条 例
困難であると認めるものその他<u>同条第3項</u>に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。 2 <u>町長は</u>、当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。 (特別徴収義務者の指定等) <u>第20条</u> 前条、<u>第23条</u>及び<u>第24条</u>の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者（法第718条の2第1項に規定する特別徴収義務者をいう。）は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。 <u>第21条</u> 略 <u>第22条</u> 略 (既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収) <u>第23条</u> <u>町長は</u>、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付（法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>第24条の36第1項</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。 2 <u>町長は</u>、前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することが	ると認めるものその他<u>同条</u>に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。 2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。 (特別徴収義務者の指定等) <u>第24条</u> 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者（法第718条の2第1項に規定する特別徴収義務者をいう。）は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。 <u>第25条</u> 略 <u>第26条</u> 略 (既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収) <u>第27条</u> 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付（法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）<u>第24条の36</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。 2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

現 行 条 例	改 正 条 例
できる。 (新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収) <u>第24条</u> 町長は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、<u>法第718条の8第1項</u>に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収する。 (1) <u>第19条第2項</u>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 <u>当該年度の初日から初日の属する年の9月30日までの間</u> (2)及び(3) 略 (普通徴収税額への繰入) <u>第25条</u> 町長は、特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<u>第17条第1項</u>の納期がある場合においては<u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。</u> 2 町長は、特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定の例</u>によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。 (国民健康保険税の減額)	(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収) <u>第28条</u> 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、<u>法第718条の8第2項</u>に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。 (1) <u>第23条第2項</u>に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 <u>当該年度の初日から9月30日までの間</u> (2)及び(3) 略 (普通徴収税額への繰入) <u>第29条</u> 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する<u>第21条第1項</u>の納期がある場合においては<u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</u> 2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定</u>によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。 (国民健康保険税の減額)

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>第26条</u> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）<u>並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</u> (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>18,060円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,070円</u> (イ) 特定世帯 <u>10,535円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>15,803円</u>	<u>第30条</u> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、<u>同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。</u> (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>18,620円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>10,500円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>15,750円</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,390円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,810円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,905円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,358円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,370円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,900円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,600円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,880円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,940円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,410円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,370円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円 キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 700円</u> ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円</u> ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u> (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>700円</u> (イ) 特定世帯 <u>350円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>525円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,300円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる

現 行 条 例	改 正 条 例
世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,050円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,525円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,288円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,850円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,150円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,075円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,113円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,550円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円 キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 500円 ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円 ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円 (イ) 特定世帯 250円 (ウ) 特定継続世帯 375円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を	世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,500円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,250円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,000円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,100円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,550円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円 キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 500円 ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円 ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円 (イ) 特定世帯 250円 (ウ) 特定継続世帯 375円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>57万円</u>を加算した金額を

現 行 条 例	改 正 条 例
超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について <u>5,160円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,020円</u> （イ） 特定世帯 <u>3,010円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>4,515円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について <u>1,540円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,660円</u> （イ） 特定世帯 <u>830円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>1,245円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について 1,820円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について 1,400円	超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について <u>5,320円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> （イ） 特定世帯 <u>3,000円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>4,500円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について <u>1,600円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,680円</u> （イ） 特定世帯 <u>840円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>1,260円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について 1,820円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 １世帯について 1,400円 キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について 200円</u> ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について 20円</u> ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u> （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>200円</u> （イ） 特定世帯 <u>100円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>150円</u>
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3

現 行 条 例	改 正 条 例
月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,870円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,450円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,320円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,900円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,155円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,925円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,080円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,850円</u> 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、<u>当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u>	月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,990円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,650円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,640円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,300円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,200円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,000円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,200円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,000円</u> (3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u> ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 <u>150円</u> イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 <u>250円</u> ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 <u>400円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>500円</u> 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、<u>当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) 略 （特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第26条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民	分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第17条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。 （特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第30条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民

現 行 条 例	改 正 条 例
健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第28条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（<u>第26条の2</u>に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。 <u>第27条</u> 略 （国民健康保険税に関する申告） <u>第28条</u> 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生したものは、当該納税義務が発生した日から15日以内）に<u>当該納税義務者、特定同一世帯所属者及びその世帯に属する被保険者の所得その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者、特定同一世帯所属者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が町長に提出されている場合又は当該納税義務者、特定同一世帯所属者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。</u> （特例対象被保険者等に係る申告） <u>第28条の2</u> 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。	健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>第32条の2</u>において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（<u>第30条の2</u>に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。 <u>第31条</u> 略 （国民健康保険税に関する申告） <u>第32条</u> 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生したものは、当該納税義務が発生した日から15日以内）に、<u>当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が町長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。</u> （特例対象被保険者等に係る申告） <u>第32条の2</u> 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

現 行 条 例	改 正 条 例
2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。 （出産被保険者に係る届出） <u>第28条の3</u> 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (3) 出産の予定日 (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別 (5) その他町長が必要と認める事項 2～4 略 <u>第29条</u> 略 <u>第30条</u> 略 附 則 1～7 略 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、同項中「法703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算	2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。 （出産被保険者に係る届出） <u>第32条の3</u> 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>（平成25年法律第27号）</u>第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (3) 出産の予定日 (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別 (5) その他町長が必要と認める事項 2～4 略 <u>第33条</u> 略 <u>第34条</u> 略 附 則 1～7 略 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第30条第1項</u>の規定の適用については、同項中「法703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算

現 行 条 例	改 正 条 例
した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 10 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る	した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 10 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株

現 行 条 例	改 正 条 例
譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する<u>商品先物取引</u>に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」	式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する<u>先物取引</u>に係る雑所得等の金額」と、「同条第2

現 行 条 例	改 正 条 例
とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地に係る事業所得金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び<u>第26条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ	項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地に係る事業所得金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び<u>第30条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金

現 行 条 例	改 正 条 例
るのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第26条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計	額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第30条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第30条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第30条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金

現 行 条 例	改 正 条 例
額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条及び第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 （平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例） 20 当分の間、平成22年度以後の<u>第29条第1項</u>による国民健康保険税の減免については、同項中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。 21 略 22 前項の規定により、国民健康保険税の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、<u>第29条第3項</u>の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。	額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、<u>第11条、第15条及び第30条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第30条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 （平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例） 20 当分の間、平成22年度以後の<u>第33条第1項</u>による国民健康保険税の減免については、同項中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。 21 略 22 前項の規定により、国民健康保険税の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、<u>第33条第3項</u>の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。

現 行 条 例	改 正 条 例
23 略 24 附則第21項の規定により、国民健康保険税の減免を受けた者は、<u>第29条第4項</u>の規定は適用しない。 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例） 25 <u>第29条第3項</u>の規定にかかわらず、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により<u>第29条第2項</u>に該当となる者に対して課する国民健康保険税（令和4年度分の国民健康保険税であって令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかったやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和6年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。	23 略 24 附則第21項の規定により、国民健康保険税の減免を受けた者は、<u>第33条第4項</u>の規定は適用しない。 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例） 25 <u>第33条第3項</u>の規定にかかわらず、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により<u>第33条第2項</u>に該当となる者に対して課する国民健康保険税（令和4年度分の国民健康保険税であって令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかったやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和6年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。